

日韓社会における成人 —冠礼の時系列的考察—

金 泰 虎

キーワード (Key Words) : 冠礼、成人、成年、成人式、成年式、成人の日、成年の日

はじめに

本稿では、日韓社会における人生儀礼の冠婚葬祭の中で、とりわけ冠礼に関して時系列的に考察を行い、その変遷の内容を追究する。そこで、冠礼に至るまでの仕来り、冠礼を行った成人に求められる義務と権利、そして今日の成人に対する親や社会の認識も踏まえて日韓比較分析を行うのが、その目的である。

従来、冠礼に関する韓国の研究は、冠礼がどのように行われたのかの観点に立った式次第をめぐる研究が多い⁽¹⁾。一方、前近代から今に至るまでの時系列的変遷の観点に立った冠礼の意味合い、義務と権利、そして成人に対する親と社会の認識に関する、とりわけ日韓比較視点の研究はないに等しい⁽²⁾。要するに、近代国民国家成立期以降、成人をめぐる兵役、教育、そして投票といった義務と権利を一体化した観点に基づいては論じられていない。

ところで、前近代の日韓において冠礼をめぐる用語は多岐に亘っており、「元服」、「加冠」、「初冠」とも言われる。女の子に限っては「笄礼」、特に日本の公家の女子は「裳着(もぎ)」、または「着裳(ちゃくも)」とも称した。しかし、本稿における考察のほとんどは男性の冠礼に関わる内容であることを、予め断っておきたい。

現代的意味としての冠礼の式典は、日本では「成人式」、韓国では「成年式」、そしてカレンダー(Calendar)には、その祝いの日をもって、日本では「成人の日」、韓国では「성년의 날(成年の日)」と記す⁽³⁾。

一般的に冠礼を終えた人に対して、日本では「成人」、韓国では「成年」という傾向にあるが、日本の民法では韓国と同様、「成年」と記している。以下では、日本に関わる用語は成人、韓国は成年と記すことにする。

今日、日本では冠礼(成人式)を行った人は成人という反面、親や社会の人々は大人という意識も持っており、成人は大人という等式観念がある。一方、韓国では冠礼(成年式)を行って、すぐ親や社会の人々にとって成年という意識は弱く、大人の「어른(オルン)」という意識はないに等しい。しかし、日韓の成人と成年に法律的には様々な義務と権利が発生し、一人前の「大人」ないし「オルン」として扱われる。

ところで、前近代の日韓では人生儀礼の冠婚葬祭の中で、特に冠礼は省いたりして軽んじられることもあった。つまり、身分の高い人々は冠礼を行う傾向にあったが、一般民衆は省くことが多かった。本来、冠礼は婚礼と非常に密接な関係にあり、前近代では冠礼を行うと、成人・成年として見なされ、婚礼を済ませると大人と認められた。要するに、冠礼を行ってからの婚礼は成人の状態で大になり、冠礼を省いての婚礼は未成年から成人になることである。

一般的に冠婚葬祭は文字通り、冠礼、婚礼、葬礼、祭礼という時系列の順序に基づいた人生儀礼である。しかし、止むをえず、その順番が逆さまになるケース (Case) もある。例えば、戦場で戦死したという通報をうけ、遺体を収拾することができないため、葬礼 (葬式) を行わず、戦死者の実家では祭礼 (法事、祭祀) は行うことがある。その後、遺骨発掘で身元が判明し、葬式を行う。これは、明らかに祭祀が先立って行われ、後で葬式を行うことである。

また稀ではあるが、韓国では婚礼を行わず独身の状態で死去した年ごろの男の靈魂をもって「몽달 (モンダル) 鬼神」といい、葬礼が終わってから同じく独身で死んだ女性と靈魂結婚をさせる風習がある⁽⁴⁾。これも葬礼と婚礼の順番が逆になることである。しかし、冠礼と婚礼は、その順序をかえることはない。それは冠礼と婚礼という2つの儀礼には成人、大人という異なる2つの意味合いが含まれているためと考えられる。

そこで本稿では、日韓の前近代から今日に至るまでの時系列、つまり近代国民国家成立期、そして日本の敗戦 (韓国の解放) という大きな区切りをもって、それぞれの時期に行われた冠礼の特徴を分析する。そのもとで成人及び成年をめぐる仕来りの変遷、親と社会の認識、大人という意識も用いて生物学的年齢に基づく成人と成年に求められる法律的義務と権利を明確にする。

1. 前近代の日韓社会における冠礼と仕来り

(1) 日本

日本では、いつ頃から冠礼を行うようになったのか、定かではない⁽⁵⁾。しかし、前近代では公家貴族や武士階級を中心に冠礼を行ったりしたが、多くの民衆は省く傾向にあった。

前近代の冠礼としては、源義経 (1159~1189) を取り上げることができる。彼は鎌倉幕府を開いた源頼朝の異母弟、源義朝の九男として生まれ、承安4 (1174) 年3月3日の桃の節句に、現在の滋賀県蒲生郡竜王町の鏡の宿で冠礼を行った⁽⁶⁾。幼名は、牛若丸と名付けたが、11歳の時に現在の京都市左京区にある鞍馬寺に預けられ、稚児名を遮那王と名乗った。

ところで、前近代の冠礼は「総角」と呼ばれる髪型に変え、大人の服に改めて冠親が冠をつけた。武家の場合は、烏帽子親が烏帽子をつける加冠を行った。江戸時代の頃からは公家を除き、武家、庶民の間では冠礼の時に烏帽子をつけず、前髪を剃って月代にするこ

とだけで済ますようになった。なお、それまでの幼名を廃して元服名を新たに付けるが、烏帽子親の偏諱を受けることが多かった。

女の子の場合は、地味な着物を着て、日本髪を丸髷、両輪、または先髷に替え、冠礼の前よりさらに厚化粧をし、鉄漿親（かねおや）から「お齒黒」を付けてもらい、引眉する。そこで、「お齒黒」は付けるが、引眉しない場合は半元服と呼ばれた⁽⁷⁾。ちなみに、時期を特定するのが難しいが、冠礼に用いた用品がわかる絵巻が残っている⁽⁸⁾。

源義経の11歳の冠礼からみるように、前近代の日本では生物学的年齢の20歳に行ったわけではない。概ね5歳から20歳の間、冠礼を行うのが適切だと判断した場合に行った。つまり、その冠礼の時期は家庭の事情、冠礼当事者の発達程度などを総合的に鑑みて決めた。

(2) 韓国

朱熹（1130～1200）が書いた冠婚葬祭に関する内容の『朱子家礼』は、高麗時代の末期に伝わった⁽⁹⁾。しかし『高麗史』によると、かなり早い段階の高麗時代の光宗16（965）年に王太子の元服礼、つまり冠礼を行ったと記している⁽¹⁰⁾。

その後、儒教を国家の統治理念とした朝鮮時代（1392～1895）には、礼でもって社会を治める、つまり礼治社会を実践するため王朝側から冠婚葬祭の四礼を執り行うよう勧めた。しかし、四礼が「家礼」と言われるように、とりわけ冠礼は家ごと、ないし家門（門中）別に行う儀礼であった⁽¹¹⁾。つまり、権力側から礼治社会の実現を目指し、冠礼を含む四礼を行うよう勧めてはいたが、権力側の儀礼ではなく、あくまでも家礼であった。

朝鮮時代の中期以降、儒者によって『朱子家礼』に基づく数多くの諺解書、解説書、注釈書が書かれた⁽¹²⁾。そこでは四礼の儀式に関することがきめ細かく記されている。ちなみに、『国訳増補四礼便覧』では冠礼の式次第、ことに冠礼に用いる品々を図説している⁽¹³⁾。しかし、冠礼を行ったのは、主に王族及び両班（貴族層）であり、多くの民衆は省くのが一般的であった⁽¹⁴⁾。庶民が冠礼を行う場合、結婚の1週間前か、3日～4日前に行うことがあったとされる⁽¹⁵⁾。

そこで、前近代の韓国において、冠礼にたどり着くまでの仕来りについて触れることにする。生まれた赤ん坊は、免疫力が低いこともあり、子供を守るため、家の門の前に「구슬（グムジュル）」（禁縄）を掛けた⁽¹⁶⁾。つまり「グムジュル」というのは、家族以外の人々の出入りを禁じることによって、病原からの赤ん坊への感染を予防し、命を守る意味合いがあった。

前近代には、多少、大きくなった子供、つまり幼児の死亡率も高かったため、幼児の死亡に対する用心は怠らなかつた。そこで、名（本名、真名）とは別途に幼名や児名を付けたり、また「개똥（ゲットン）」（犬の糞）、「돌（ドル）」（石）、「바위（バウイ）」（岩）、あるいは弥勒菩薩に託す形で「미륵（ミルク）」（弥勒）というあだ名も付けたりした。例えば、日本語の「ちゃん」に当たる接尾辞の「-아（ア）、-야（ヤ）」を付けて、それぞれ「개똥아（ゲットンア）」、「돌아（ドラ）」、「바위야（バウイヤ）」、「미륵아（ミルガ）」

と呼ぶ。この風習は、子供の死亡は神様に召される、すなわち神様が子供に目星を付けて呼んでいくと信じたからである。特に、男の子を中心に誰も関心を持たないような糞、石、岩のあだ名を付けたり、逆に偉大な存在の弥勒菩薩に託したりした。冠礼を行って成年になると、「字」をつけたりした。

そこで、「諱」、「字」、「号」について、簡単に説明を加えることにする。「諱」は本名、つまり「真の名」の意味である。東アジア漢字文化圏では貴人や死者に対しては本名で呼ばない習慣があり、転じて「諱」は死去してからの名という意味合いになる。その意味で、日本では「諱」を「忌み名」とする。一方、韓国では人が生きていた時の本名は、「銜」と言う。そして、「字」は冠礼に伴ってつけたりし、「字」があれば本名はあまり呼ばず「字」で呼び合う。さらに、「号」は「諱」と「字」以外につけて親しく称しうる名であるが、文人や芸術家がよく用いる傾向にある⁽¹⁷⁾。この「諱」、「字」、「号」は、前近代の日本でもほぼ同じく用いられた⁽¹⁸⁾。

ところで、王族及び貴族と庶民の間で冠礼を行うかどうかはもとより、神様が目星をつけない、あるいは偉大な神の名に託すような呼称、さらに諱・字・号を用いるなどの習慣は、民衆の中で一律に行われたことではなく相違もあった。

兎も角、前近代の韓国でも日本と同様、冠礼は生物学的年齢とは関係なく行い、冠礼を行わず年齢を重ねても成年扱いはしない⁽¹⁹⁾。

次の「書堂図」からは、朝鮮時代の後期における冠礼の一断面を確認することができる。

「書堂図」



(国立中央博物館所蔵)

この「書堂図」は、朝鮮時代の図画署の画員である金弘道（1745～1806？）が描いた絵で、当時の子供が勉強する様子をリアル（Real）に表している。書堂とは、朝鮮時代に初等教育を担った教育機関である。

絵の中で、テーブル（Table）の奥に座っている訓長（先生）を中心に、9人の生徒が座っている。訓長に背中を向けて子供が泣いているが、恐らくテーブルの右に置いている鞭で叩かれたためであろう。その理由は定かではないが、宿題をしてこなかったか、勉強の態

度が良くなかったか、あるいは勉強が捗らなかつたかなどが考えられる。

絵では右の列の奥に座っている1人の生徒だけの頭の様子が他の生徒と異なる。この男の子は、「상투(サンツウ)」「(丁髷)」「갓(カッ)」「(帽子)」をかぶっている。冠礼に伴って異なってくる髪型の総角については稿を改めることにする。この外形が異なる1人の生徒は、すでに冠礼を済ませた様子である。一方、残りの8人の生徒は髪の毛を結び垂らす「댕기머리(デンギモリ)」なので、冠礼を行っていない未成年である。絵における生徒の年齢は、多少のばらつきはあると考えられるが、初等教育機関の書堂に通っていることからほぼ同じ年頃の子供であると見なして差支へはない。取りも直さず、同年代であっても1人は他の生徒に先立って冠礼を行った成年であり、場合によっては婚礼まで済ませた大人の「올른」とも見なされる。

前近代の韓国では、男の子が冠礼または婚礼を行うと、髪の毛を結び垂らしている状態の「덴기모리」から「상투」や「갓」の容姿に変わる。幼い頃は男女ともに髪の毛を結び垂らす「덴기모리」であるため、外見で男女の区別はしにくい。そこで、服の襟と紐の色彩で区別しており、男の子は藍、女の子は朱色を着用した。冠礼を済ませた成年と未成年とは、髪型、服装だけではなく、社会の認識や待遇、言葉使いに至るまで大きな差があった。例えば、未成年者が跪いて挨拶をすると相手の大人は座ったまま挨拶をうけるだけだが、成年者が挨拶を行うと相手の大人もともに頭を下げてお辞儀をする。そして言葉使いも未成年者には「-하라(ヘラ)」「(せよ)調であるが、成年者には「-하게(ハゲ)」「(しなさい)調に変わる。

特に女の子は、冠礼を行うと、髪の毛を巻き上げて「비녀(ビニョ)」「(簪)」を刺すため、女の子の冠礼に対しては「笄礼」ともいう。女の子は、冠礼や婚礼に伴って外見的に髪の毛を「덴기모리」から巻き上げて「비녀」を刺す容貌になる。

前近代の日韓社会では、冠礼に加えて婚礼、とりわけ早婚の風習があり、たとえ8歳でも、12歳でも結礼を行えば、その時点から大人である。冠礼や婚礼を行う時期は、一律の生物学的年齢に基づくものではなく幅が存在する。その意味で生物学的年齢には重要な意味をもたない。

日韓の冠礼に関する詳細に多少の相違はあるが、髪型を変え、冠礼以前に付けていた幼名を改め、服装も子供服ではなくなるという点の共通性がある。しかし、日本の女の子の冠礼に当たって「お歯黒」を付ける仕来りは、韓国では見られない風習である。

2. 近代国民国家成立期の日韓社会の変革と若者

(1) 日本の場合

前近代の日本、とりわけ江戸時代に限ってみていくことにする。当時、冠礼や婚礼を控える男子は、若者組のもと地域社会での生きる術を身に付けた⁽²⁰⁾。そこで若者組とは、地域社会において一定の年齢に達した地域の青年を集め、地域の規律や生活上のルール

(Rule) を伝える土俗的な教育組織である。つまり、地域社会が若者に対する冠礼という儀式はともかく、成人になる術を身につけさせる学校のような集まりや組織をもっていた。冠礼を行ってから権力側が成人に求める義務はあまりない。その若者の集う名称は、若者衆、若者仲間、若者連中、また集まる場所を青年宿、若衆宿、若者宿、若勢宿、寝宿、泊り宿、若宿、おやしよ、小屋など地域によって様々である。しかし、近代国民国家成立期になると⁽²¹⁾、江戸時代とは異なる形で改革を進め、若者を取り巻く環境、つまり成人に国家が求める義務が発生してくる。

明治政府は、明治9(1876)年、『太政官布告』⁽²²⁾を出して、法律的に生物学的年齢の満20歳が「丁年」、つまり「成人」と定めた。明治29(1896)年には『民法』⁽²³⁾を制定し、同じく満20歳を「成年」と定めた。

次に、明治政府は国民皆兵制のもと富国强兵を国家命題とし、各種の教育制度を始めた。明治5(1872)年に「学制」、明治12(1879)年には「教育令」を公布し、翌年の明治13(1880)年には「教育令」の改正を行った。引き続き、明治19(1886)年には第1次「小学校令」⁽²⁴⁾が公布された。その内容は小学校を尋常小学校と高等小学校の2段階にし、いずれも4年間の修業年限であるが、前者の尋常小学校の4年間は義務教育とすることであった。明治23(1890)年には第2次「小学校令」、そして教育勅語に基づく全国的に統一かつ組織化された青少年教育の必要性が自覚された。さらに、明治33(1900)年に第3次「小学校令」、さらに明治40(1907)年に「小学校令」の改正、1941年には「国民学校令」に変わった。1947年よりは「学校教育法」が施行され、今に至っている。

ちなみに、明治7(1874)年、小学校への就学率は男児46%、女児17%、総計平均で32%、明治16(1883)年51%、明治25(1892)年55.1%、明治33年81.5%、そして明治38(1905)年は95.6%であった⁽²⁵⁾。

このように、近代国民国家成立期に近代的学校制度を導入し、学校が教育機能を果たしていたため若者組は衰退していく要因となった。もう一つの要因は、西洋の思想の影響を受けた教育者から夜這いなどの若者の風習が倫理的な批判を受けたためである。地域によっては若者組が明治期から昭和期に発足する青年団に再編され、現在もその名残を保っているケースもある。

明治期からは学校教育を受けた若者、つまり成人に江戸時代の兵農分離という兵制ではなく、国民皆兵制のもと軍隊の入隊を求めたのである。軍隊は、近代国民国家を支える一つの要で、西洋式軍隊の影響である。成人に入隊を求める根拠となった「徴兵令」は、明治6(1873)年に陸軍省から発布された後、太政官布告によって何度か改定が繰り返された。明治22(1889)年、法律として全部改正され、国民の兵役義務を定めた⁽²⁶⁾。その後、1927年の全部改正の際には名称が「兵役法」に変更され⁽²⁷⁾、1945年に敗戦によって廃止された。

ところで、近代国民国家成立期から日本では家庭や地域社会ではなく、国家が主導して冠礼を行うようになった。若者の教育は従来の若者組より近代的学校制度のもとで行わ

れ、法律で生物学的年齢の20歳を成人と定めた。さらに、基本的読み書き、そろばんができる学校教育を終え、成人となった人には兵役という義務を課した。要するに、明治政府は近代的学校教育、生物学的年齢の成人、国民皆兵制による徴兵を一体化した⁽²⁸⁾。近代的軍隊の義務を果たすためには、学校教育が必要だったのである。裏を返せば、富国強兵という近代国民国家の目標のもと日本の国民皆兵制を支えたのは、学校教育と生物学的年齢の成人ということだった。

一方、国家は成人に義務だけではなく、投票権という権利も与えた。その先駆けとして明治22（1889）年、大日本帝国憲法及び衆議院議員選挙法が公布され、一定以上の納税をする25歳以上の男子に選挙権が与えられた。その後、数回の改正を経て、1925年にも同じく25歳以上の男子だけに選挙権が与えられた⁽²⁹⁾。その権利が20歳よりは少し高く設定されているが、成人という延長線上で考えられる。

このように、近代国民国家成立期に明治政府は学校教育を修業した成人の男性に対する諸制度を新設し、の中で兵役を求めた。この新制によって従来の冠礼の仕来り、ことに冠礼に伴う外見の変化というのも消え始めた。特に散髪脱刀令、いわゆる断髮令⁽³⁰⁾とも言われる法令が出された。この法令により髪型は自由にして良いとのことだった。これを契機に西洋式の髪型と服装に変わりはじめ、従来の冠礼にみる髪型、服装とは関係がなくなった。ちなみに明治6（1873）年には、明治天皇が西洋式髪型の散髪を行った。

（2）韓国の場合

すでに触れてきたように、前近代の韓国、とりわけ朝鮮時代には礼でもって社会を治めるため、王朝側が民衆側に冠婚葬祭の四礼を行うよう勧めた。しかし、冠礼は家系、ないし門中で行う行事である。一般的に冠礼は一定の生物学的年齢は関係なく、家系や門中、そして冠礼当事者の状況を考えた上、適切な時期に行った。例えば、家系の喪中、忌明けしていない、門中に凶事がある場合、そして当事者の体調が優れていない場合などは冠礼を行わないのである。

朝鮮時代の冠礼に生物学的年齢は重要ではないが、王朝側は兵農一致、つまり良人皆兵制⁽³¹⁾のもと軍役を課する時は生物学的年齢の16～60歳の良人に軍役を求めた。ここで16歳は、冠礼を行う平均年齢であると考えられる。つまり、王朝側が軍役を賦課する際は、成年というのを念頭においた一定の生物学的年齢の基準である。

次に朝鮮時代にも近代の学校教育に近い教育機関はあったが、近代国民国家成立後の読み書きができる国民教育という観点ではなく、ごく一部の子供が官僚になることを目指す科挙試験絡みの教育であった。その意味で近代的学校教育とは教育の目的が異なる。

朝鮮王朝は、近代国民国家成立期に自力で先進文物を取り入れ開化をすることができず、列強の影響下におかれ、結局は日本の植民地支配（1910～1945）の道を歩んできたが、解放（1945）まで学校教育と兵役は日本と異なる状況であった。近代国民国家成立期の大韓帝国では、近代的学校教育に関して甲午更張（1894）による「教育立国詔勅」、引き続

き「乙未改革」(1895)による「小學校令」が出され、近代的変革を標榜した。なお、この時期には宣教師や先覚者による西洋教育が導入され、近代的学校教育が始まるが、教育・成年・兵役という日本国内における意味合いはなかった。乙未改革の中で断髪令が出され、一般の人々に先立って高宗(在位1863~1907)が「サンツウ」を切り落とし、西洋式の髪型が始まった。断髪令による西洋式の髪型、そして西洋式の服装によって伝統的冠礼に伴う外見の変化はなくなった。

ところで、1910年から韓国は日本の植民地支配下に入り、次第に日本によって徴用・徴兵といった強制が発生してくる。その際、法律的には韓国人にも日本人と同じ規定を設けていたが、教育はそうでもなかった。つまり、植民地支配下の韓国の成年は日本とは異なる扱いで、学校教育・成年・兵役ということが強くは結び付けておらず、学校教育を要件とはしなかった。

このように、近代国民国家成立期から日本社会では生物学的年齢に基づく西洋の影響が強く、成人の基準は一律に生物学的年齢に変わり、大きな意味を持つようになる。一定の学校教育を終えて、生物学的年齢に達している成人に課せられる義務の兵役というのが一体化している。しかし、日本の植民地支配下の韓国社会では学校教育・成人・兵役の一体化という総体概念は薄い。当時、日韓の共通点としては、西洋式の髪型と服装に変わりつつあったため、冠礼に伴う髪型と服装の変容は感じにくくなった。つまり、髪型と服装という外見から成人であるかどうかの区別はつかなくなったのである。

3. 今日の日韓社会における成人をめぐる意識

(1) 日本社会

日本では、明治29(1896)年の『民法』第4条(成年)「年齢20歳をもって、成年とする」という生物学的年齢の基準を、そのまま受け継いで現在に至っている。1946年に公布された日本国憲法は、第15条3項に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」としながら年齢は法律で定めることにしている。

1948年には、「国民の祝日に関する法律」を制定⁽³²⁾、その中で冠礼を祝う日を「成人の日」と称し、休みの日の「国民の祝日」に定めた。その法律の第2条によれば、「おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝いはげます」ということを趣旨としている。

その「成人の日」の日にちの変更の経過は、以下の通りである。

(表1) 日本の「成人の日」の変遷(2015年現在)

番号	記念の日にち	変更内容	制定	施行	法律
①	1月15日	-	1948年	1948年	「国民の祝日に関する法律」第178号
②	1月第2月曜日	日にち	1998年	2000年	「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」第141号

(表1)でみるように、制定した当初の「成人の日」は1月15日であった。この1月15日は、伝統的には「小正月」である。しかし、2000年から「成人の日」を月曜日指定に変えた。それは一部の「国民の祝日」を、従来の日付から月曜日に移動させるハッピーマンデー (Happy Monday) 制度によるものである⁽³³⁾。

1月第2月曜日の「成人の日」に基づいて、新成人の対象者を割り出すと、毎年1月8日から14日までの間に該当する人である。つまり、前年の「成人の日」の翌日から「成人の日」まで生まれた人である。

この「成人の日」に合わせて、日本では各自治体は成人になる男女を集めて式典を開く。しかし、毎年のように対象者の成人が式典の壇上に上って式を妨害したり、また式典が終わってから酒を飲んで暴れたりするのをマスコミ (Mass Communication) の報道によって接することができる。成人としての責任意識より自分勝手にできる年齢という意識が強いため、式典の場で暴れたり、式典を終えてから騒いだり、酒を飲んだりすると考える。これは一人前の成人が一人前ではない行動をする矛盾を露呈している。しかし、法律のかつ社会的には生物学的年齢に基づいて一人前の成人と見なし、大人として扱う傾向にある。家庭によっては「お年玉」をあげないなどで成人や大人扱いをする。

ところで、『民法』第737条には「未成年者は婚姻できるが、未成年者の婚姻には父母の同意が必要である」と定めている。要するに、民法の成年、つまり冠礼は結婚できる年齢、親の許可なしでも結婚できる年齢と結び付けているのである。

しかし、未成年者であっても親の許可のもと結婚できる生物学的年齢も明示しており、第731条には「男は18歳に、女は16歳にならなければ、婚姻をすることができない」としている。父母の同意があれば、男は18歳、女は16歳で結婚できるため、20歳の成人になり、自由に結婚できるまで男は2年、女は4年の前倒しになる。さらに、第753条には「未成年者は婚姻により私法上において成年者として扱われる」と決めており、成人の前倒しと言える。

日本では、法律のかつ生物学的年齢の基準に基づく成人であっても自立できない人がいる。いわゆるニート (Neet: Not in Employment, Education or Training) という存在である。学校にも行かず、就職しようともせず、職業訓練も受けない若者で、2000年代から日本で社会問題になっている。そしてフリーター (Freeter)、つまりフリーアルバイター (Free + Arbeiter の造語) は定職に就かずアルバイト (Arbeit) などで生活費を得ている若者で、内閣府は、15~34歳までの学生、主婦を除く若者のうち、正社員以外で働く人と、働く意志はあるが無職の人と定義している。ニートとフリーターは、いずれも経済的に自立していないため親と同居し、その保護のもと生活しているのがほとんどである。ことに団塊世代の親がニートとフリーターの子供を多く抱えていると言われる。

前近代の日本では、冠礼と結婚の時期は各家庭で判断してきたが、近代国民国家成立後は国家がその判断基準を示すことになる。国民国家成立期から敗戦の時点まで機能していた兵役が成人の義務から外れるようになった。要するに、学校教育を受けて生物学的年齢

の成人に兵役を求めるという一体化の概念は、その相関性が薄くなった。それは日本が敗戦国であるため、1945年以降、基本的に軍隊を持たないことによって兵役義務が外れる。つまり、国民皆兵制による兵役を果たす義務がなくなり、兵役と強く結ばれていた学校教育という意識が解除される。その代わり、成人には民法に規定される条文が強い意味合いをもち、意識させられることになったと言えよう。一方、投票権、そして喫煙が成人の20歳に与えられ、権利として認識されるようになる。2016年、日本では投票権だけ18歳に引き下げられた。

(2) 韓国社会

近代国民国家成立期から解放まで韓国は日本の強い影響下にあり、植民地支配期の1912年からは「朝鮮民事令」⁽³⁴⁾に従い、明治29(1896)年の『民法』⁽³⁵⁾に準拠して用いた。解放後も「朝鮮民事令」の効力は維持されたが、1960年に新しい韓国の『民法』が制定・施行されることによって廃止された。その『民法』第4条に定める成年は、1960年には20歳、さらに2005年には19歳に生物学的年齢が引き下げられた。

韓国でも1973年から大統領令として記念日の「성년의 날 (成年の日)」を定め、記念式を行っている⁽³⁶⁾。その制定から今日に至るまでの変遷は、以下の通りである。

(表2) 韓国の「성년의 날 (成年の日)」の変遷 (2015年現在)

番号	記念の日にち	主管部署	変更内容	制定日	『大統領令』
①	4月20日	文化観光部	-	1973年3月30日	第6615号
②	5月6日	文化観光部	日にち	1975年4月28日	第7608号
③	5月第3月曜日	文化観光部	日にち	1984年9月22日	第11515号
④	5月第3月曜日	国家青少年委員会	主管部署	2006年9月6日	第19675号
⑤	5月第3月曜日	保健福祉部	主管部署	2008年2月29日	第20741号
⑥	5月第3月曜日	保健福祉家族部	主管部署	2010年3月19日	第22076号
⑦	5月第3月曜日	女性家族部	主管部署	2013年6月17日	第24609号

* 『大統領令』は「各種記念日などに関する規定 (각종 기념일 등에 관한 규정)」である。

(表2) でみるように、「成年の日」が制定から6回に亘って改正を行ってきた。②③は日にち、④⑤⑥は主管部署の変更である。その行事は「国家と民族の将来を背負う成人としての自負心と責任感を持たせる行事を行う (국가와 민족의 장래를 짊어질 성인으로서의 자부심과 책임감을 갖게 하는 행사를 한다)」と記している。国家の記念日として「成年の日」を定め、成年に自覚を求めているが、日本のような休みの日、つまり韓国の「公休日」ではなく、社会をあげて大々的に行う式典もない。日本と比べて軽んじられていることこそが生物学的年齢の成年に対する韓国社会の意識の表れと言えよう。

ところで2005年、改正を行った民法に定める19歳の成年は、父母の同意なしで結婚でき

る、もう1つの成年の意味と結びついている。つまり、結婚の側面からすると、親の許可なしで結婚ができ、自力で大人になれる生物学的年齢である。一方、親の同意があれば、男女はともに18歳で結婚できる。19歳になると自由に結婚できるため、前倒しをして結婚しても、1年早まることになる。

さらに韓国の成年男性には、『憲法』第39条1項と『兵役法』第3条1項によって兵役が義務付けられている⁽³⁷⁾。そもそもの「兵役法」は、解放後の1949年『法律』として公布され⁽³⁸⁾、朝鮮戦争（韓国では、「6・25事変」という）中の1951年5月25日、兵役法の改正を経て今に至っているものである⁽³⁹⁾。

このように、1948年、韓国政府樹立以来、生物学的年齢に基づく成年、特に男性には兵役という義務を課せつつ、権利として投票権を与えている。なお、投票権以外に喫煙の権利も認められる。要するに、一定の学校教育の水準を保つ成年に兵役を求めることである。ここでの学校教育というのは、基本的な読み書きの程度である。しかし、解放後から朝鮮戦争を経て1960年代までの韓国では、読み書きができない人も多かった。戦争中は、兵力が足りず、読み書きが十分ではない人も兵役を果たしたが、今や兵役義務を果たす目安の学校教育は高卒以上である。

ところが、韓国社会と親の認識は生物学的年齢だけで成年という意識は弱く、法律だけが成年と見なしており、その意味で親や社会の認識と法律にはずれがある。こんな親や社会の意識が強いため、大統領令の記念日としての「成年の日」を設けていても軽んじられていると言える。要するに、「成年の日」を迎えた成年でも親や社会は完全な成年としては認めない。

では、なぜ大統領令の「成年の日」による成年と法律の定める生物学的年齢の19歳の成年、親と社会の認識とではずれがあるのか。それは、とりわけ親の意識が何段階かの過程を経てこそ、成年として認めるからである。

まず、韓国の男は兵役が終わると、親は多少の成年として扱う。兵役は『民法』の定める成年という生物学的年齢とほぼ合致する。その背景には近代国民国家成立期から朝鮮戦争を経て蓄積されてきた、成年と兵役という深い関わりの意識があると考えられる。

しかし、兵役を終えたからと言って完全に成年と見なされるわけではない。次に就職をし、自分なりに経済的に自立することができる段階の人が成年と見なされる。一般的に韓国では、男の子は大学在学中に休学をし、入隊して兵役義務を果たす。除隊をして大学に復学し、残りの修学期間を終えて卒業し、就職をする運びである。大学を卒業しても、就職をしていない、つまり就職浪人の場合は、就職するまで、その多くは親から小遣いをもたらすこともある。この場合は未成年という認識に等しい。女の子も学校を卒業し、社会に出て就職をし、働きだしたりしたら成年と見なす傾向にある。そこで就職というのは、概ね大学を卒業してからの就職と考えて良からう。このことは、韓国では男女高校卒業生の7～8割以上が大学に進学しているためである⁽⁴⁰⁾。しかし最近、韓国の若者は就職しても結婚をしない人が多く、結婚をしない限り、親にとってはいつまでも大人ではない。

伝統的に韓国では婚礼（結婚）を行うと大人の「オルン」と見なす傾向にあるが、大人もいきなり一人前の大人ではなく段階的意識が存在する。韓国では結婚して子供をもうけないと、一人前の大人として扱わないこともある。さらに、子供を産んでも男の子がなく、女の子だけを生んでいる場合、儒教的観念が強い門中の祭祀では、杯を捧げる献官、つまり初献官、亜献官、終献官の役割を任さない。というのは、祭祀の担い手を再生産していないため、中心的な役割を任せないということである。前近代における儒教の精神の中で重視されてきた、祭祀の担い手を生産することが今日まで生きているのである。したがって、祭祀の担い手をクリア（Clear）するのが真の大人である。未だに儒教の精神が根強く残っている韓国では、門中によっては祭祀の担い手である男の子を再生産することを重視しており、叶わない場合は一族から養子を迎え入れたりする。

このように、前近代の日韓での冠礼は、家系や一族の行事である性格が強かったが、特に日本において敗戦後は国家が主導となって記念日を制定し祝う傾向に変わる。そして、冠礼を行う時期も生物学的な一定の年齢という基準になった。法律的に日韓それぞれの生物学的年齢は20歳と19歳をもって成人及び成年と定めている。

しかし、韓国では親や社会の認識は、法律の定める生物学的年齢を越えたとして、必ず成年扱いをするわけではなく段階的である。軍隊、就職という大きな節目をもって認識を変えていく。その意味で、韓国では法律的是ともかく、成年に対する親や社会の認識は日本と異なる。

おわりに

以上、前近代、近代国民国家の成立、そして日本の敗戦（韓国の解放）という大きな3つの時代の区切りをもって、冠礼の時系列的考察を行った。

そこで、人生儀礼の最初に当たる冠礼は家系や門中の儀式から社会ないし国家の行事へ移り、また法律的義務と権利として規定される。近代国民国家成立後の冠礼は、その背景に西洋の影響が強く働き、冠礼による伝統的な髪形や服装の変化は消え、年齢は生物学的基準のもと兵役、そして学校教育と結び付けている。

前近代における冠礼は生物学的年齢とは関係なく、家系の事情、当事者の状況などに基づいて行い、近代国民国家成立後、法律的の規定のもと生物学的年齢が重視されるようになった。

本稿の考察で得られた結果を、わかりやすく表にして示せば、以下の通りである。

(表3) 日本の成人及び韓国の成年をめぐる事柄の対比

時期	項目	日本	韓国	備考
前近代	髪型	男は「総角」、女は丸髷	男は「総角」、女はビニョ	冠礼で髪型が変化
	服装	子供服から脱皮	子供服から脱皮	服装が変わる
	冠礼	公家と武家が行う傾向	王族と貴族層が行う傾向	日韓の庶民は省略
	名前	幼名を改める	幼名を改める	韓国では石・糞の名
	成人の基準	家や個人の事情	家門や門中、個人の事情	年齢は関係が薄い
	学校教育	特にはなし	伝統的教育機関はある	韓国は「書堂」あり
	祝う日	冠礼を行う日	冠礼を行う日	特別な指定なし
	兵役	なし	「良人皆兵制」による兵役	韓国は兵農一致
	権利	成人扱い、飲酒	成年扱い、飲酒	日韓では成人扱い
	社会の意識	冠礼後は成人	冠礼後は成年	冠礼後は成人
近代 国民国家 成立後	髪型	西洋式髪型	西洋式髪型の傾向	変化なしの傾向
	服装	西洋式服	西洋式服の傾向	変化なしの傾向
	式典	特にはなし	特にはなし	指定なし
	名前	幼名の習慣が消える	幼名の習慣が残る	幼児死亡率と関係
	成人の基準	生物学的年齢の20歳	生物学的年齢の20歳	民法の規定
	学校教育	西洋式学校教育	西洋式学校教育は希薄	日本は徴兵と関連
	祝う日	特にはなし	特にはなし	個々人別の祝い
	兵役	兵役義務あり	特にはなし	兵役と教育が関連
	権利	投票権、飲酒、喫煙、結婚	飲酒、喫煙、結婚	韓国は投票権なし
	社会の意識	20歳は大人	20歳の大人の意識は薄い	日本では大人
敗戦後 … 解放後	髪型	西洋式髪型	西洋式髪型	変化なし
	服装	西洋式服	西洋式服	変化なし
	式典	自治体の催し	特にはなし	日本は社会が祝う
	名前	幼名なし	稀に幼名あり	医学の発達と関連
	成人の基準	生物学的年齢の20歳	生物学的年齢の19歳	民法の規定
	学校教育	本格的西洋式学校教育	本格的西洋式学校教育	韓国は兵役と関連
	祝う日	1948年から「成人の日」	1973年から「成年の日」	国家が制定
	兵役	特にはなし	兵役義務あり	日本は敗戦でなし
	権利	投票権、飲酒、喫煙、結婚	投票権、飲酒、喫煙、結婚	日韓は同じ
	社会の意識	20歳は成人及び大人	19歳の成年扱い意識は薄い	韓国は段階的認識

近代国民国家成立期の日本では学校教育、成人、兵役という概念が一体化にしていた。とりわけ教育は兵役を遂行する上で、基本的に読み書き、そろばんを身につけさせた成人

を戦争に駆り出すためであった。敗戦によって兵役義務が解除され、この3つは関連性がなくなった。しかし、逆に韓国では解放後、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との対立、朝鮮戦争による兵役義務が発生し、この3つが一体化して今も持続されている。

ところで、日韓では現代的冠礼を祝うため、それぞれ国家レベルの「成人の日」と「成年の日」を設けている。法律的にも生物学的年齢の基準に基づいて一律に成人として認めている。しかし、日本社会では祝賀ムード（Mood）であるが、韓国社会ではそれと異なり、記念日であるかどうかとも気がつかないほど軽視されている。それは成年に対する韓国の親と社会の意識を反映することと言える。背景には段階的に成年として認める傾向があるからである。日本にもニートとフリーターのような人がいて経済的に自立ができないため、親と同居しているケースが多い。この場合は、経済的に自立していないので、完全な成人と見なすのは難しい。特にグローバル（Global）化時代の成人及び成年は経済的自立度が重視され、ことに韓国では親や社会は大学を卒業して就職をすれば、成年と認める傾向にある。

本稿では、冠礼をめぐる時系列的変遷という大きな流れの中で、成人及び成年に対して国家が求める義務、法律的義務と権利、そして親や社会の認識を関連付けて考察をしてきた。その時系列の中で、それぞれの時代において地域社会や親が成人に求めてきた事柄について詳細な追究を行うのは今後の課題である。なお、前近代の冠礼や幼名などは中国にも見られ、影響関係を対照すべきであり、そうした先行研究もあるが、今回は記して後考を期したい。

注

- (1) 문옥표 (ムンオクピョ) 『조선의 관혼상제 (朝鮮の冠婚葬祭)』 (韓国精神文化研究院、1999年、韓国) など
- (2) 日本に限る古典的研究として、冠礼の変遷に視点をおいた関根正直「冠礼の変遷」(『風俗史概論』雄山閣版、1900年) がある。
- (3) 金泰虎「『国民の祝日』と『公休日』を通して見る日韓社会」(『言語と文化』15号、甲南大学国際言語文化センター、2011年)
- (4) 『韓国民族文化大百科事典8』(韓国精神文化研究院、1997年、韓国) 93頁。
- (5) 前掲関根「冠礼の変遷」1頁では、奈良時代から冠礼が始ったと推測している。
- (6) 義経の元服を伝えるに資料や伝承には、『平治物語』を初め、現行の能の演目として知られる『烏帽子折』、竜王町の義経「元服の池」、義経元服の「盥」、「烏帽子屋五郎太夫の屋敷跡」、元服の折に参拝した「鏡神社」(国の重要文化財)、その参道にある「烏帽子掛け松」などがある。
- (7) この齒を黒く染めることについては、世宗25 (1443) 年、日本を訪問した申叔舟が『海東諸国紀』の「国俗」で触れている(申叔舟著、田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波文庫、岩波書店、1991年)。その118頁では、男女がおしゃれのため、齒を黒く染めているとしているが、正しくは元服に伴い女性が行う風習である。
- (8) 早稲田大学博物館所蔵の「冠服図」請求記号：ワ03_01285_0002
- (9) 『韓国一生儀礼事典』(国立民俗博物館、2014年、韓国) 24頁。
- (10) 『高麗史』巻2。さらに、三品彰英「新羅花郎の源流とその発展」(『史学雑誌』第45編第10号、史学会、1943年) 23頁では、新羅の花郎制度が冠礼と同様の意味をもつとする。

- (11) 朝鮮時代、民間とは異なって王朝レベルでは「五礼」の考え方であり、成宗5(1474)年、申叔舟と鄭陟に命じて『国朝五例儀』を編纂している。民間における四礼の冠婚葬祭と違って、国家の基本礼式として吉礼、嘉礼、賓礼、軍礼、凶礼の5つに分けている。
- (12) 例えば、申湜(1551~1623)の諺解書の『家礼諺解』、兪榮(1607~1664)の注釈書の『家礼源流』、李宜朝(1727~1805)の解説書の『家礼増解』が取り上げられる。
- (13) 李緯(1680~1746)が書いたのを金錠が韓国語訳した『国訳増補四礼便覧』(韓国伝統礼節研究所、이화(イファ)文化出版社、2010年、韓国)33~36頁には冠礼に用いる道具を図で説明している。
- (14) 『韓国民俗学概説(改訂版)』(学研社、1986年、韓国)82頁では、今日に冠礼を軽視するのは「婚約」というのがあるためではないかとされる。
- (15) 『韓国風俗誌』(乙酉文化社、1971年、韓国)208~209頁。
- (16) 金聖培『韓国の民俗』(成甲書房、1982年)186~189頁。男の子が生まれるとしめ縄に赤い唐辛子と炭、女の子は赤い唐辛子と松の葉を刺したものを張りめぐらして、雑鬼や不浄な人が入るのを防ぐのである。
- (17) 例えば、朝鮮時代の著名な朱子学者である李滉(1501~1570)であるが、諱は滉、字は景浩、号は退溪である。この他にも死後、当事者の功績に相応しい号を国家が授ける「諡号」、官職に就いた人が生きているうちに国王が授ける「封号」もある。
- (18) 例えば、江戸時代の新井白石(1657~1725)であるが、白石は「号」で新井君美の君美は「諱」である。
- (19) 『韓国民俗総合調査報告書18』(礼節編(文化公報部文化財管理局、코리아헤럴드(コリアヘラルド)1987年、韓国)5頁。
- (20) 岩田重則「若者と国家」(『現代民俗学入門』吉川弘文館、1996年)、そして『日本史のエッセンス』(有斐閣、1997年)251~258頁を参照されたい。
- (21) 近代国民国家成立というのは国家という権力、そして国民という民衆の実態が見えてくる。さらに、佐藤成基「国民国家とは何か」(『茨城大学政経学会雑誌』第74号、茨城大学政経学会、2004年)28~43頁を参照されたい。
- (22) 『太政官布告』第41号、明治9(1876)年4月1日
- (23) 『法律』第89号、明治29(1896)年4月27日
- (24) 『勅令』第14号、明治19(1886)年4月10日
- (25) 『学制百年史』(文部省、帝国地方行政学会、1981年)、そして名倉英三郎編著『日本教育史』八千代出版、1984年)
- (26) 『法律』第1号、明治22(1889)年1月22日
- (27) 『法律』第47号、1927年4月1日
- (28) 『日本男子の冠礼として国民軍入籍式成の議』(帝国振徳会印行、1904年)というタイトル(Title)からわかるように、明治期に冠礼と兵役が結びついているのを確認することができる。
- (29) 「普通選挙法」『法律』第47号、1925年5月5日
- (30) 『太政官布告』第399号、明治4(1871)年8月9日
- (31) 朝鮮時代の軍役は、時期によって変わったりしていたので一言では説明しにくい。概略的には『韓国民族文化大百科事典3』(韓国精神文化研究院、1997年、韓国)845~847頁を参照されたい。
- (32) 『法律』第178号、1948年7月20日
- (33) この制度は、土日の週休2日制が広まったため、月曜日を含めて3連休にし、余暇を過ごしてもらおう趣旨で制定された。前掲金泰虎「「国民の祝日」と「公休日」を通してみる日韓社会」137頁も合わせて参照されたい。
- (34) 『制令』第7号、1912年3月18日
- (35) 前掲『法律』第89号
- (36) 金泰虎「日韓社会の「記念日」」(『言語と文化』18号、甲南大学国際言語文化センター、2014年)140~143頁。
- (37) 解放以前の兵役に関して、한홍구(ハンホング)「찬란한 병영국가의 탄생(燦爛な兵営国家の誕生)」(『한겨레21(ハンギョレ21)』한겨레(ハンギョレ)新聞社、2002年2月28日、韓国)によると、「陸軍特別志願兵令」(1938年2月22日)が出され、朝鮮人も日本軍に志願できるように

した。その後、1942年5月8日、閣議決定によって1944年からは朝鮮においても徴兵制が実施されると発表したとされる。

(38) 『法律』 第41号、1949年8月6日

(39) 『韓国民族文化大百科事典9』（韓国精神文化研究院、1997年、韓国）719頁。

(40) 『대학 진학률 80% 의 허와 실 (大学進学率80%のすきと事実)』（京畿開発研究院、2011年、韓国）

Adults in Japan-Korea Society: A Study of the chronology of the Coming of Age ceremony

Kim Tae Ho

<Abstract>

This paper discusses transitions in the life ritual ceremonies in both Japan and Korean societies, in particular the “Coming of Age” ceremony and the contents of the transition. This comparative analysis between Japan and Korea includes the custom of the Coming of Age ceremony, and rights that are required as an adult after the Coming of Age ceremony, as well as the contemporary attitudes of parents and society towards the Coming of Age ceremony today. In this paper a careful consideration is put on the era of per-modern, the establishment of the modern nation-state, and the defeat of Japan and of the Korean release, with this big three era, it was time series considerations of Coming of Age ceremony.

